

兵庫県公報

平成25年4月19日 金曜日 第2484号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| 告 示 | ページ |
|-----------------------------------|-----|
| ○ 指定市町村事務受託法人の変更の届出（高齢社会課） | 1 |
| ○ 土地改良区の設立認可（農地整備課） | 2 |
| ○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同） | 2 |
| ○ 平成25年度狩猟免許試験の実施（自然環境課） | 3 |
| ○ 狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施（同） | 4 |
| ○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課） | 6 |
| ○ 同 上（同） | 6 |
| ○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（阪神北県民局） | 6 |
| ○ 同 上（同） | 7 |
| ○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課） | 7 |
| 公 告 | |
| ○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課） | 8 |
| ○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同） | 10 |
| ○ 特別保護地区の指定の案の縦覧公告（自然環境課） | 12 |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課） | 13 |
| 病院局告示 | |
| ○ 料金の収納事務の委託 | 13 |
| ○ 同 上 | 14 |
| ○ 同 上 | 15 |
| ○ 同 上 | 15 |
| ○ 同 上 | 15 |

告 示

兵庫県告示646号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の3の規定により、指定市町村事務受託法人から、次のとおり変更の届出があった。

平成25年4月19日

兵庫県知事 井戸敏三

- 事務所の名称及び所在地
名称 一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社こはま居宅介護支援事業所認定調査ステーション
所在地 宝塚市小浜4丁目5番6号
- 事務所を設置している法人の名称及び主たる事務所の所在地
名称 一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社
所在地 宝塚市小浜4丁目5番6号
- 変更事項
事務所の名称
 - 変更前
財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社認定調査ステーション
 - 変更後
一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社こはま居宅介護支援事業所認定調査ステーション
- 変更年月日

平成25年 4月 1 日



兵庫県告示第647号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成25年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 土地改良区の名称 | 事業名 | 地区名 | 認可年月日 |
|----------|-------------------------|------|--------------|
| 国衙土地改良区 | 県営土地改良事業で造成された施設の維持管理事業 | 国衙地区 | 平成25年 4月 4 日 |



兵庫県告示第648号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年 4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

加西市飯盛野土地改良区

退任役員

| 役員区分 | 氏名 | 住所 |
|------|-------|----------------|
| 理事 | 岩崎 初美 | 加西市中西町333番地 |
| 同 | 岩本 幸一 | 同 市豊倉町374番地 |
| 同 | 柿本 高毅 | 同 市上宮木町405番地 |
| 同 | 澤中 弘 | 同 市下宮木町343番地 |
| 同 | 深田 康雄 | 同 市下宮木町455番地 1 |
| 同 | 田中 忠明 | 同 市鶉野町998番地 4 |
| 同 | 山崎 拓也 | 同 市鶉野町2078番地 3 |
| 同 | 飯尾 勝 | 同 市鶉野町170番地 6 |
| 同 | 谷川 豊 | 同 市中西町472番地 |
| 監事 | 岩佐 隆 | 同 市豊倉町785番地 |
| 同 | 別府 信之 | 同 市上宮木町66番地 |
| 同 | 横山 實 | 同 市鶉野町140番地 1 |

就任役員

| 役員区分 | 氏名 | 住所 |
|------|--------|----------------|
| 理事 | 岩崎 初美 | 加西市中西町333番地 |
| 同 | 田中 義昭 | 同 市豊倉町467番地 |
| 同 | 西村 毅 | 同 市上宮木町368番地 |
| 同 | 澤中 弘 | 同 市下宮木町343番地 |
| 同 | 古元 美貴男 | 同 市下宮木町235番地 |
| 同 | 田中 忠明 | 同 市鶉野町998番地 4 |
| 同 | 山崎 拓也 | 同 市鶉野町2078番地 3 |
| 同 | 高原 明郎 | 同 市鶉野町46番地89 |
| 同 | 伊藤 富和 | 同 市中西町445番地 |
| 監事 | 岩本 廣司 | 同 市豊倉町391番地 |
| 同 | 澤中 茂 | 同 市下宮木町215番地 1 |
| 同 | 田中 光顯 | 同 市鶉野町1054番地 1 |

兵庫県告示第649号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、平成25年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成25年4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験の区分、日時及び実施場所

| 区 分 | | 日 時 | 実施場所 | |
|-------|--------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------|
| 第1回試験 | 1次試験 知識試験及び適性試験 | 平成25年7月6日（土） 午後1時10分から午後5時まで | 神戸市中央区山本通4丁目22番15号 兵庫県立のじぎく会館 | |
| | | | 姫路市北条1丁目98番地 兵庫県立姫路労働会館 | |
| | | | 養父市八鹿町国木594番地10号 兵庫県立但馬長寿の郷 | |
| | | | 南あわじ市広田広田1057番地1 南あわじ市緑公民館・緑市民センター | |
| 2次試験 | 技能試験 | 平成25年7月20日（土） 午前9時30分から午後5時まで | 姫路市北条1丁目98番地 兵庫県立姫路労働会館 | |
| | | 平成25年7月28日（日） 午前9時30分から午後5時まで | 神戸市中央区中山手通6丁目1番40号 神戸市立生田文化会館 | |
| 第2回試験 | 1次試験 知識試験及び適性試験 | 平成25年9月11日（水） 午前9時40分から午後0時30分まで | 姫路市北条1丁目98番地 兵庫県立姫路労働会館 | |
| | | 平成25年9月18日（水） 午前9時40分から午後0時30分まで | 神戸市中央区山本通4丁目22番15号 兵庫県立のじぎく会館 | |
| | 2次試験 | 技能試験 | 平成25年9月11日（水） 午後1時00分から午後5時まで | 姫路市北条1丁目98番地 兵庫県立姫路労働会館 |
| | | | 平成25年9月18日（水） 午後1時00分から午後5時まで | 神戸市中央区山本通4丁目22番15号 兵庫県立のじぎく会館 |

- (注) 1 第1回試験の2次試験（技能試験）は、1次試験（知識試験及び適性試験）に合格した者に限り、受験票に指定された日時に受験することができる。
- 2 第2回試験の2次試験（技能試験）は、同日午前中に実施する1次試験（知識試験及び適性試験）に合格した者に限り、受験することができる。
- 3 既に他の狩猟免許を有し、その有効期間内にこれと異なる種別の狩猟免許を受けようとする者については、1次試験（知識試験）の一部を免除する。

2 受験資格

兵庫県に住所（住民登録）を有する者。ただし、法第40条各号に該当する者を除く。

3 申請手続

(i) 提出書類

ア 狩猟免許申請書 1通（申請を行おうとする狩猟免許の種別ごとに）

申請書用紙は、兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課、各県民局農林（水産）振興事務所において、平成25年5月下旬から配布する。

イ 写真 1枚（申請を行おうとする狩猟免許の種別ごとに）

申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ

2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものをアの狩猟免許申請書の所定の場所に貼り付けるものとする。

ウ 銃砲所持許可証の写し若しくは医師の診断書（原本） 1通

<申請時に銃砲所持許可証を有する者>

申請の際、現に銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し（1ページ目から2ページ目の見開き）

<申請時に銃砲所持許可証を有していない者>

申請の際、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の許可を現に受けていない場合は、法第40条第2号から第4号に該当しない旨の医師の診断書（発行日から3箇月以内のもので、原本のこと。ただし、同時に複数の狩猟免許更新申請を行う場合は、原本1通と残りはコピーで可。）

(2) 受付期間及び受付時間

| | 受付期間 | 受付時間 |
|-------|---|------------------------------|
| 第1回試験 | 平成25年6月3日（月）から同月18日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。 なお、郵送による場合は、特定記録郵便とし、平成25年6月3日（月）から同月17日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。 | 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。） |
| 第2回試験 | 平成25年8月5日（月）から同月20日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。 なお、郵送による場合は、特定記録郵便とし、平成25年8月5日（月）から同月19日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。 | |

(3) 提出先

郵便番号 650-8567（兵庫県庁の固有番号のため、住所の記載は不要）
兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課野生鳥獣係
（朱書きで、「狩猟免許申請書在中」と記載すること。）

(4) 手数料

5,200円（知識試験の一部を免除される者は3,900円）相当額の兵庫県収入証紙を、狩猟免許申請書の所定の欄に貼り付けること。

(5) その他

受理した狩猟免許申請書、添付書類及び申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

4 合格者の発表

第1回試験の1次試験（知識試験及び適性試験）の合否は、はがきで通知する。2次試験（技能試験）の合格者は、試験終了後、試験会場に受験番号を掲示し狩猟免許を交付する。

第2回試験の1次試験（知識試験及び適性試験）の合否は、試験会場に受験番号を掲示し発表する。2次試験（技能試験）の合格者は、はがきで通知し、狩猟免許は住所地を所管する農林（水産）振興事務所で交付する。

5 受験についての問合せ先

兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課野生鳥獣係
電話（078）341-7711（代表） 内線4216



兵庫県告示第650号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条の規定により、狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成25年4月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 適性試験及び講習の日時及び場所

| 開催事務所名 | 期 日 | 時 間 | 場 所 |
|--------------|-------------------|---------------------|-----------------------------------|
| 神戸農林水産振興事務所 | 平成25年 7月18日（木） | 午後1時30分から 午後5時まで | 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター |
| 同 上 | 同 年 9月13日（金） | 同 上 | 同 上 |
| 阪神農林振興事務所 | 同 年 8月1日（木） | 同 上 | 宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所3階大会議室 |
| 加古川農林水産振興事務所 | 同 年 7月18日（木） | 同 上 | 高砂市阿弥陀町生石61番地 ふれあいの郷生石研修センター |
| 加東農林振興事務所 | 同 上 | 同 上 | 加東市社字西柿1075番地2 兵庫県社総合庁舎 |
| 姫路農林水産振興事務所 | 平成25年 7月10日（水） | 同 上 | 姫路市北条1丁目98番地 兵庫県姫路総合庁舎 |
| 光都農林水産振興事務所 | 同月26日（金） | 同 上 | たつの市新宮町平野111番地1 たつの市新宮ふれあい福祉会館 |
| 豊岡農林水産振興事務所 | 同月19日（金） | 同 上 | 豊岡市幸町7番11号 兵庫県豊岡総合庁舎 |
| 朝来農林振興事務所 | 同月10日（水） | 同 上 | 朝来市和田山町東谷213番96号 兵庫県和田山庁舎 |
| 丹波農林振興事務所 | 同月19日（金） | 同 上 | 丹波市柏原町柏原5600番地 兵庫県立丹波の森公苑 |
| 洲本農林水産振興事務所 | 同月17日（水） | 同 上 | 洲本市塩屋2丁目4番11号 淡路建設会館 |

2 対象者

兵庫県に住所（住民登録）を有する者で、平成25年9月14日をもって有効期間が満了となる狩猟免許の更新を受けようとする者。

3 更新申請の手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許更新申請書

申請書用紙は、各農林（水産）振興事務所において配布する。

イ 写真1枚

申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。

ウ 銃砲所持許可証の写し若しくは医師の診断書（原本） 1通

<申請時に銃砲所持許可証を有する者>

申請の際、現に銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し（1ページ目から2ページ目の見開き）

<申請時に銃砲所持許可証を有していない者>

申請の際、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の許可を現に受けていない場合は、法第40条第2号から第4号に該当しない旨の医師の診断書（発行日から3箇月以内のもので、原本のこと。ただし、同時に複数の狩猟免許更新申請を行う場合は、原本1通と残りはコピーで可。）

(2) 提出期間

適性試験及び講習の実施日の5日前まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(3) 提出先

住所地を所管する農林（水産）振興事務所

(4) 手数料

2,800円相当額の兵庫県収入証紙を、狩猟免許更新申請書に貼り付けること。

(5) その他

受理した狩猟免許更新申請書、添付書類及び申請手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

4 講習についての問合せ先

住所地を所管する農林（水産）振興事務所



兵庫県告示第651号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（空中写真測量）

2 作業期間

平成24年12月25日から平成25年3月31日まで

3 作業地域

尼崎市全域



兵庫県告示第652号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年4月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

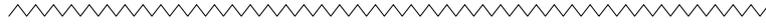
公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

平成24年6月18日から同年7月31日まで

3 作業地域

西宮市瓦林町



兵庫県告示第653号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

平成25年4月19日

阪神北県民局長 常 松 貞 雄

1 指定する土地等の所在地

宝塚市池尻7丁目108番地

2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途

(1) 土地又は建物若しくは工作物の別

土地

(2) 用途

県立阪神昆陽高等学校校庭

3 指定する土地等の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称

兵庫県

(2) 住所（主たる事務所の所在地）

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

(3) 代表者の氏名

井戸敏三

4 指定する理由

阪神西部地域内武庫川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第654号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

平成25年4月19日

阪神北県民局長 常松貞雄

1 指定する土地等の所在地

宝塚市中山五月台1丁目12番1号

2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途

(1) 土地又は建物若しくは工作物の別

土地

(2) 用途

県立宝塚東高等学校校庭

3 指定する土地等の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称

兵庫県

(2) 住所（主たる事務所の所在地）

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

(3) 代表者の氏名

井戸敏三

4 指定する理由

阪神西部地域内武庫川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第655号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成25年4月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称 株式会社タウンライト

代表者の氏名 木下春雄

住所 大阪府大阪市西区西本町1丁目2番8号

2 特定建築物等の名称及び所在地

名称 (仮称) K I C O N A加古川店

所在地 加古川市野口町坂元字住塚43他23筆

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

縦覧期間 平成25年4月19日から同年5月2日まで

4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成25年4月19日から同年5月2日まで

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成25年4月19日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請受付年月日 平成25年3月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人えふ・みんと

イ 代表者の氏名 秋田俊江

ウ 主たる事務所の所在地 三田市富士が丘1丁目7番地10

エ 定款に記載された目的

この法人は、主として高齢者に対して誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるように、居場所作りと日常生活支援を通じて、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成25年3月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ローンボウルズ中崎

イ 代表者の氏名 前林典子

ウ 主たる事務所の所在地 明石市東野町2056番地 朝霧パークホームズ508号

エ 定款に記載された目的

この法人は、年齢や性別、障がい等に関わらずローンボウルズを生涯スポーツとして楽しみたい方たちに対して、体験会や交流試合の開催など普及促進に励み、施設の維持保全等に関するボランティア活動も積極的に行い、コミュニティ活性化に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成25年3月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫トラウトファウンデーション

イ 代表者の氏名 浦上健作

ウ 主たる事務所の所在地 神崎郡神河町高朝田407番地の1

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県を流れる市川水系流域を中心に活動し、フライフィッシングを通じてフライフィッシャーとしての立場から、自然と関わるすべての人々に対して、自然と共生していく事の大切さを訴え、フライフィッシングの振興、自然保全再生活動、子どもの健全育成を図る活動に関する事業を行い、地域の発展、経済の活性化、地域振興に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成25年3月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人Name

イ 代表者の氏名 北野美貴

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市今津山中町7番22号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人たちが社会の一員として、働く喜び、生きる喜びを持って生活していくことを支援し、地域の人々との交流をはかることにより、障害を持つ人たちへの理解を深め、互いに認め支え合う「共に在る」社会をめざし、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

5(1) 申請受付年月日 平成25年3月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人エアーボーンスポーツクラブ

イ 代表者の氏名 赤山桂子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市笠屋町3番21号

エ 定款に記載された目的

この法人は、芦屋市・神戸市周辺の住民に対して、主としてスポーツの振興を図る活動を行い、住民の幸せな人生づくりに寄与することを目的とする。

6(1) 申請受付年月日 平成25年3月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人外国人住民支援事務局SOS丹波

イ 代表者の氏名 笹倉嘉人

ウ 主たる事務所の所在地 篠山市魚屋町31番地1 井本ビル1階ハ号室

エ 定款に記載された目的

この法人は、篠山市、丹波市、三田市など丹波地域で暮らす外国にルーツを持つ住民に対し、安心して生活をおくため必要な支援を行い、あわせて地域住民との交流を深めることを通じて持続可能な地域コミュニティの形成に寄与することを目的とする。

7(1) 申請受付年月日 平成25年3月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人養父市元気プロジェクト

イ 代表者の氏名 世登道徳

ウ 主たる事務所の所在地 養父市八鹿町八鹿1672番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、養父市のまちづくりに対して、交流人口の増加を通じた観光産業の活性化や地域資源の活用による産業の活性化に関する事業を行い、住民が生き生きと生きることにより寄与することを目的とする。

8(1) 申請受付年月日 平成25年3月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人全日本保険FP協会

イ 代表者の氏名 井上得四郎

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区京町83番地 KDC神戸ビル6階

エ 定款に記載された目的

この法人は、保険営業販売員に対する教育活動や能力評価制度の構築、一般市民に対する保険情報の提供を通して、保険営業販売員の人材育成と技能向上、一般市民が安心して契約できる環境の構築とリスク回避を目指すことにより、社会全体の経済活動の活性化と消費者の保護に貢献することを目的とする。

9(1) 申請受付年月日 平成25年3月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫農漁村社会研究所

イ 代表者の氏名 保田茂

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区神若通5丁目3番20号2F北

エ 定款に記載された目的

この法人は、県内の農村・都市に暮らす人々、行政・各種団体、企業等に所属する人々に対して、地域再生の活動、有機農業の推進、食育活動の展開等、食と農に関する多様な事業を行い、県内農村における安全良質な食料生産の向上、農村都市交流の県域的拡大、地産地消の暮らしの定着等を図りつつ、農村地域の賑わいの回復、農村都市連携型の地域社会の拡大、健康な県民の暮らしの実現に寄与することを目的とする。

10(1) 申請受付年月日 平成25年3月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人尼崎子ども情報センター

もに、野球を通じて青少年の健全育成や健康体力の向上を推進することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成25年3月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人まちかど

イ 代表者の氏名 井上昇蔵

ウ 主たる事務所の所在地 佐用郡佐用町佐用2881番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、佐用町民に対し、町内における地域の歴史・文化・伝統、また地域活動を記録・発信することでまちづくりの推進を図り、また、制作した映像をコミュニティチャンネルにて放映するなど、情報化社会の発展を図る事業に資することで、地域の活性化に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成25年3月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人エヌ・ピー・オー ノア

イ 代表者の氏名 伊藤輝男

ウ 主たる事務所の所在地 加東市黒谷1197番地の441

エ 定款に記載された目的

この法人は、身寄りや援助者に恵まれず、あるいは大規模施設での生活に適応できない知的、身体的、精神的なハンディキャップをもつ人たちに対して、尊厳ある人間として享受すべき生活環境と援助者を提供することによって、孤独と困難からの解放、真に人間的な生きがいの実現を達成する福祉事業を行い、もって人権の擁護、福祉の増進など広く公益に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成25年3月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ワークハウスのぞみ

イ 代表者の氏名 井上和代

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市西長洲町2丁目26-12 中央ビル302号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人もない人も、共に育み、共に働き、共に生き、互いに尊重しあえる地域社会をつくるための事業を行い、もって心豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成25年3月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人SNOW ANGEL

イ 代表者の氏名 安永郁子

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市西台4丁目6番32号

エ 定款に記載された目的

この法人は、心に傷を負った全ての人たちに対して、「聴く」「語る」「表現する」ことを通して抱えている悩みの解決や疲れた心のケアを行うとともに、相互の絆・思いやりをもとにした安全で安心な地域社会の創設に関する事業を行い、優しさと希望に満ちた平和な社会の形成に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成25年3月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人とことこ

イ 代表者の氏名 中山君江

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市逆瀬川1丁目1-46

エ 定款に記載された目的

この法人は、介護が必要な障害者に対して、障害者自立支援法に基づく障害者福祉サービス事業、身体障害者小規模作業所の運営事業等の自立生活支援、障害者福祉の向上に関する事業や、障害者の高齢化や状態の悪化に伴う介護保険法に基づく介護予防サービス及び居宅サービスを行うことにより、すべての人々が安心して健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請受付年月日 平成25年3月29日

(2) 特定非営利活動法人の名称等


~~~~~  
**兵庫県病院局告示第2号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。  
平成25年4月19日

兵庫県病院事業管理者 西村隆一郎

- 1 委託した事務の範囲  
県立塚口病院の夜間事務当直業務における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称  
尼崎市東難波町4丁目11番33号  
株式会社誠和管財
- 3 委託の期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

~~~~~  
兵庫県病院局告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。
平成25年4月19日

兵庫県病院事業管理者 西村隆一郎

- 1 委託した事務の範囲
県立淡路病院の医事業務における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称
東京都千代田区神田佐久間町3丁目2番地
株式会社ソラスト
- 3 委託の期間
平成25年4月1日から同月30日まで

~~~~~  
**兵庫県病院局告示第4号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。  
平成25年4月19日

兵庫県病院事業管理者 西村隆一郎

- 1 委託した事務の範囲  
県立柏原病院、県立こども病院及び県立粒子線医療センターの医事業務における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称  
東京都千代田区神田佐久間町3丁目2番地  
株式会社ソラスト
- 3 委託の期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

~~~~~  
兵庫県病院局告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。
平成25年4月19日

兵庫県病院事業管理者 西村隆一郎

- 1 委託した事務の範囲
県立がんセンターの医事業務における料金収納事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称
神戸市中央区伊藤町119番地
株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
- 3 委託の期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

~~~~~  
**兵庫県病院局告示第6号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。

平成25年4月19日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲  
県立こども病院の駐車場管理業務における料金徴収事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称  
大阪市中央区今橋4丁目1番1号  
タイムズ24株式会社
- 3 委託の期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

~~~~~  
兵庫県病院局告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。

平成25年4月19日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲
県立がんセンターの駐車場管理業務における料金徴収事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称
兵庫県西宮市六湛寺町9番16号
日本管財株式会社
- 3 委託の期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

~~~~~  
**兵庫県病院局告示第8号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。

平成25年4月19日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

- 1 委託した事務の範囲  
県立尼崎病院、県立塚口病院、県立西宮病院、県立加古川医療センター、県立淡路病院、県立光風病院、  
県立柏原病院、県立こども病院、県立がんセンター、県立姫路循環器病センター、県立粒子線医療センタ  
ー、兵庫県災害医療センターの料金に係る未収金の徴収事務
- 2 委託した相手方の所在地及び名称  
東京都渋谷区渋谷2丁目16番8号  
弁護士法人 舘野法律事務所
- 3 委託の期間  
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで